## 4 新公会計事務

## (1) 建設仮勘定の精算事務の不備

(1) 建設仮勘定の料 対象受検機関		出事項		是正を求める事項	措置の内容
福祉部 障がい福祉室 自立支援課	建設仮勘定の精算状況を確認したと が、本資産勘定への精算が行われてい べきものを誤って建設仮勘定で処理し	なかったものが1	件、費用として計上す		検出事項について、建設仮勘 定のデータ修正を会計局会計指 導課へ依頼し、平成29年1月に 修正登録が完了した。 今後は、適時、建設仮勘定の
	契約件名	支出金額	精算すべき金額	【大阪府建設仮勘定取扱要領】 第4条 建設仮勘定は、公有財産要領第4条及び	精算チェックを行って、再発防
	大阪府立障がい者交流促進センタ ーボイラー取替工事実施設計業務	740, 746円	740,746円	第5条に規定する取得年月日又は異動年月日を もって精算しなければならない。 2 前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の	上に努め、適正な事務処理を行 う。
	契約件名	支出金額	費用計上すべき金額	額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなけれ ばならない。	
	大阪府谷町福祉センター点検調査業務の支出	224,000円	224, 000円	(参考)建設仮勘定の精算処理について 「新公会計制度マニュアル」第一章 新公会制度の	
	大阪府立障がい者交流促進センタ 一点検調査業務の支出	604, 000円	604, 000円	概要、2 新公会計制度特有の会計処理 5 建設 仮勘定 より ○ 建設仮勘定は、建設中の固定資産の取得に要し ************************************	
				た費用について、その施設等が完成し、引き渡しを受けるまでの間、又は供用が開始されるまでの間において一時的にプールするための勘定です。新規取得、改修にかかわらず、その資産価値の上昇を伴う工事等で公有財産台帳等に登録されるものが対象となります。  「工事が完了して、供用開始となった時点で固定資産台帳(公有財産システム)への記録を行いまずが、併せて、財務会計システムで建物、工作物など整理すべき勘定への精算処理を行うことで、本勘定への振替が行われます。  「おまたは全部が費用であるにもかかわらず、建設仮勘定に計上している場合、精算登録において費用へ変更することはできませんので、建設仮勘定に計上している金額を複式情報訂正した後に、改めて精算登録を行います。	

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成28年6月15日から同年7月6日まで)

対象受検機関	検出事項	頁		是正を求める事項	措置の内容
福祉部 障がい福祉室 地域生活支援 課	建設仮勘定の精算状況を確認したところ て建設仮勘定で処理していたものが2件あ	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	計上すべきものを誤っ	当該建設仮勘定の金額については、精算等の処理を 速やかに実施されたい。 また、建設仮勘定の精算処理等について正しく理解 し、適正な事務処理を行われたい。 【大阪府建設仮勘定取扱要領】	修正登録が完了した。 今後は、適時、建設仮勘定の
	契約件名	支出額	費用計上すべき 金額	第4条 建設仮勘定は、公有財産要領第4条及び 第5条に規定する取得年月日又は異動年月日を	精算チェックを行って、再発防   止に努め、適正な事務処理を行   う。
	大阪府障がい者自立センター建築設 備点検調査委託(前払金)	94, 170円	94, 170円	もって精算しなければならない。 2 前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の 額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなけれ ばならない。	
	大阪府障がい者自立センター建築設 備点検調査委託(完成払金)	221,830円	221,830円	(参考) 建設仮勘定の精算処理について 「新公会計制度マニュアル」第一章 新公会制度の 概要、2 新公会計制度特有の会計処理 5 建設 仮勘定 より	
				○ 建設仮勘定は、建設中の固定資産の取得に要した費用について、その施設等が完成し、引き渡しを受けるまでの間、又は供用が開始されるまでの間において一時的にプールするための勘定です。新規取得、改修にかかわらず、その資産価値の上昇を伴う工事等で公有財産台帳等に登録されるものが対象となります。 ○ 工事が完了して、供用開始となった時点で固定資産台帳(公有財産システム)への記録を行いますが、併せて、財務会計システムで建物、工作物など整理すべき勘定への精算処理を行うことで、本勘定への振替が行われます。 ○ 一部、または全部が費用であるにもかかわらず建設仮勘定に計上している場合、精算登録において費用へ変更することはできませんので、建設仮勘定に計上している金額を複式情報訂正した後に、改めて精算登録を行います。	

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成28年6月15日から同年7月6日まで)

対象受検機関		検出事項		是正を求める事項	措置の内容
健康医療部 健康医療総務課	建設仮勘定の精算状況を確認 るが、本資産勘定への精算が行 上すべきものを誤って建設仮甚	<b></b> うわれていなかったも	のが3件、費用として計		平成28年9月に、課内会議により課内職員に監査結果の情報 共有を行った。 また、財務会計システムにて、 建設仮勘定に計上している金額
	契約名称	支出額	精算すべき金額	【大阪府建設仮勘定取扱要領】	を複式情報訂正した後に、改め
	大阪府茨木保健所外 2 件 太陽光発電設備設置工事 実施設計業務	3, 857, 904円	3, 857, 904円	第4条 建設仮勘定は、公有財産要領第4条及び 第5条に規定する取得年月日又は異動年月日 をもって精算しなければならない。 2 前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の 額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなけ	て精算登録を行った。 今後は、大阪府建設仮勘定取 扱要領及び新公会計制度マニュ アルに基づき、適正な事務処理 に努める。
	大阪府吹田保健所 昇降機設備改修工事 実施設計業務	1, 211, 440円	1, 211, 440円	ればならない。 (参考)建設仮勘定の精算処理について 「新公会計制度マニュアル」第一章 新公会制度の	
	大阪府吹田保健所 昇降機設備改修工事 監理業務	510, 480円	510, 480円	概要、2 新公会計制度特有の会計処理 5 建設 仮勘定 より ○ 建設仮勘定は、建設中の固定資産の取得に要した経費について、その施設等が完成し、引き渡し	
				を受けるまでの間、又は供用が開始されるまでの 間において一時的にプールするための勘定です。	
	契約名称	支出額	費用計上すべき金額	新規取得、改修にかかわらず、その資産価値の上	
	大阪府茨木保健所 点検調査業務	203, 030円	203, 030円	昇を伴う工事等で公有財産台帳等に登録されるものが対象となります。 ○ 工事が完了して、供用開始となった時点で固定資産台帳(公有財産システム)への記録を行いま	
				すが、併せて、財務会計システムで建物、工作物など整理すべき勘定への精算処理を行うことで、本勘定への振替が行われます。 ○ 一部、または全部が費用であるにもかかわらず建設仮勘定に計上している場合、精算登録において費用へ変更することはできませんので、建設仮勘定に計上している金額を複式情報訂正した後に、改めて精算登録を行います。	

対象受検機関		検出事項		是正を求める事項	措置の内容
健康医療部 保健医療室 医療対策課	建設仮勘定の精算状況を確 が、本資産勘定への精算が行 べきものを誤って建設仮勘定	われていなかったものが	51件、費用として計上す	当該建設仮勘定の金額については、精算等の処理を速やかに実施されたい。 また、建設仮勘定の精算処理等について正しく理解し、 適正な事務処理を行われたい。	監査受検後、直ちに財務会計システムにて、建設仮勘定に計上している金額を複式情報訂正した後に、改めて精算登録を行った。
	契約名称	支出額	精算すべき金額	【大阪府建設仮勘定取扱要領】	また、平成28年9月に、室内
	災害拠点病院支援施設 無停電電源設備改修工事 実施設計業務	1, 410, 667円	1, 410, 667円	第4条 建設仮勘定は、公有財産要領第4条及び第5 条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって 精算しなければならない。 2 前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と 同額の財産を公有財産台帳に登録しなければなら ない。	連絡会議により室・課内職員に 監査結果の情報共有を行った。 今後は、大阪府建設仮勘定取 扱要領及び新公会計制度マニ ュアルに基づき、適正な事務処 理に努める。
	契約名称	支出額	費用計上すべき金額	<u> </u>	
	大阪府広域医療搬送拠点 八尾SCU点検調査業務	333, 630円	333, 630円	(参考)建設仮勘定の精算処理について 「新公会計制度マニュアル」第一章 新公会制度の概要、 2 新公会計制度特有の会計処理 5 建設仮勘定より	
	災害拠点病院支援施設 点検調査業務	284, 890円	284, 890円	○ 建設仮勘定は、建設中の固定資産の取得に要した経費について、その施設等が完成し、引き渡しを受けるまでの間、又は供用が開始されるまでの間において一時的にプールするための勘定です。新規取得、改修に	
				かかわらず、その資産価値の上昇を伴う工事等で公有財産台帳等に登録されるものが対象となります。  「工事が完了して、供用開始となった時点で固定資産台帳(公有財産システム)への記録を行いますが、併せて、財務会計システムで建物、工作物など整理すべき勘定への精算処理を行うことで、本勘定への振替が行われます。 「一部、または全部が費用であるにもかかわらず建設仮勘定に計上している場合、精算登録において費用へ変更することはできませんので、建設仮勘定に計上している金額を複式情報訂正した後に、改めて精算登録を行います。	

対象受検機関		検出事項		是正を求める事項	措置の内容
対象受検機関 健康医療部 保健医療室 健康づくり課	建設仮勘定の精算状況を確認した建設仮勘定で処理していたものが1  契約名称 旧大阪府立健康科学センター・ 大阪府立成人病センター研究所 点検調査業務	こところ、費用として 件あった。	まますべきものを誤って 費用で計上すべき金額 897,430円	当該建設仮勘定の金額については、精算等の処理を速やかに実施されたい。 また、建設仮勘定の精算処理等について正しく理解し、適正な事務処理を行われたい。  【大阪府建設仮勘定取扱要領】 第4条 建設仮勘定は、公有財産要領第4条及び第5条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。 2 前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の相にでの額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。  (参考)建設仮勘定の精算処理について「新公会計制度マニュアル」第一章 新公会制度の概要、2 新公会計制度特有の会計処理 5 建設仮勘定 より  ② 建設仮勘定は、建設中の固定資産の取得に要した経費について、その施設等が完成し、引きなしを受けるまでの間、又は供用が開始されるまでの間において一時的にプールするための勘	監査受検後、直ちに財務会計 システムにて、建設仮勘定に計
				までの間において一時的にプールするための勘定です。新規取得、改修にかかわらず、その資産価値の上昇を伴う工事等で公有財産台帳等に登録されるものが対象となります。  「工事が完了して、供用開始となった時点で固定資産台帳(公有財産システム)への記録を行いますが、併せて、財務会計システムで建物、工作物など整理すべき勘定への精算処理を行う	
				ことで、本勘定への振替が行われます。     一部、または全部が費用であるにもかかわらず建設仮勘定に計上している場合、精算登録において費用へ変更することはできませんので、建設仮勘定に計上している金額を複式情報訂正した後に、改めて精算登録を行います。	

対象受検機関		検出事項				是正を求める事項	措置の内容
環境農林水産部 水産課	現在、 これ 費であ (1) (2)	佐勘定の残高において、平成20年度以降に未精算等の状態のものが、計139件1,171,50の大半は、都市整備部港湾局に予算配当る。 費用計上すべきものが、誤って建設仮勘での32件、93,362,054円 既に完成引渡しを受け、供用されていたです、固定資産への振替がなされていなからである。	563,959円 当して実 定に計上 が、建設 ったもの	lあった。 をした委 されたま 仮勘定の 104件、	託料及び工事請負 まとなっていたも 精算が行われてお 1,076,345,780円	是正措置を講じられたい。 また、固定資産計上基準等を正しく理解するとともに、他部局に配当して実施した工事等の完成引渡し及び供用の有無を確認し、適時、精算を行って建設仮勘定から固定資産への振替の事務処理を行われたい。	設仮勘定のデータ修正を平成28年11月 17日及び12月12日に会計局会計指導課
	年度	契約件名	区分	件数	金額(円)	掲げる日を取停平月日及い共動平月日 とする。	公有財産台帳等管理システム研修に担
		岡田漁港土質調査委託他	費用	3件	12, 106, 500	二建物等の新築等は、工事完了による	当者を参加させた。さらに、平成29年
	20	高石漁港物揚場新設実施設計委託他	資産	7件	11, 996, 200	引渡しの日。なお、土地を除くインフ	1月に開催される会計局の新公会計制
	21	淡輪漁港土質調査委託他	費用	2件	3, 397, 800	ラ資産は供用開始日。	度に関する研修についても平成28年12
	41	高石漁港物揚場改良工事(完了払)他	資産	7件	81, 553, 950		月12日に課内に周知し、積極的な参加
		_	費用		_	別表 4 固定資産計上基準表	を呼びかけた。
	22	高石漁港物揚場整備工事その 2 (完了払) 他	資産	17件	146, 308, 800	(固定資産計上の基本方針) 3. 日常の維持管理、及びき損・損耗した	今後は、適時、建設仮勘定の精算チェックを行って、再発防止に努め、適
	23	_	費用	_	_	財産の原状回復等機能維持に要した支	正な事務処理を行う。
	20	高石漁港物揚場整備工事その3他	資産	10件	77, 104, 450	出については資産計上しない。	
		泉州海岸水門等点検整備業務	費用	1件	1, 101, 714		
	24	岡田漁港陸閘基礎改良(液状化対策)等 工事(その2)【前金払】他	資産	17件	215, 925, 550	【建設仮勘定取扱要領】	
		佐野漁港セル護岸現況調査委託	費用	1件	4, 710, 300	(建設仮勘定の精算)	
	25	岡田漁港陸閘基礎改良(液状化対策)等 工事(その2)【完了払】他	資産	17件	214, 565, 950	第4条 建設仮勘定は、公有財産要領第4 条及び第5条に規定する取得年月日又	
		大阪府中河内府民センタービル外7件 点検調査業務	対象外	1件	334, 000	は異動年月日をもって精算しなければならない。	
		西鳥取漁港外防波堤耐震検討調査委託他	費用	25件	72, 045, 740	2 前項に規定する精算と併せて、本資産	
	26	岡田漁港陸閘基礎改良(液状化対策)等 工事(その3)【前金払】他	資産	13件	136, 800, 120	勘定の額と同額の財産を公有財産台帳 に登録しなければならない。	
		管理事業名称修正他	対象外	2件	1, 522, 125		

27	_	費用	_	_
21	佐野漁港セル護岸改修工事他	資産	16件	192, 090, 760
		費用	32件	93, 362, 054
	計139件	資産	104件	1, 076, 345, 780
		対象外	3件	1, 856, 125

(参考) 建設仮勘定の精算処理について 「新公会計制度マニュアル」第一章 新公 会制度の概要、2 新公会計制度特有の会 計処理 5 建設仮勘定 より

- 建設仮勘定は、建設中の固定資産の取得に要した費用について、その施設等が完成し、引き渡しを受けるまでの間、又は供用が開始されるまでの間において一時的にプールするための勘定です。新規取得、改修にかかわらず、その資産価値の上昇を伴う工事等で公有財産台帳等に登録されるものが対象となります。
- 工事が完了して、供用開始となった時点で固定資産台帳(公有財産システム)への記録を行いますが、併せて、財務会計システムで建物、工作物など整理すべき勘定への精算処理を行うことで、本勘定への振替が行われます。
- 一部、または全部が費用であるにもかかわらず建設仮勘定に計上している場合、精算登録において費用へ変更することはできませんので、建設仮勘定に計上している金額を複式情報訂正した後に、改めて精算登録を行います。

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成28年6月14日から同年7月5日まで)

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
環境農林水産部動物愛護畜産課	建設仮勘定の残高において、以下のとおり誤って処理していたものがあった。 (1) 当年度において費用計上すべきものであったが、誤って建設仮勘定に計上されたままとなっていた。    年度	速やかに公有財産台帳の登録を行うなどの是正措置を講じられたい。 また、固定資産計上基準等を正しく理解するとともに、実施した工事等の完成引渡し及び供用の有無を確認し、適時を行って建設仮勘定から固定資産への振替の事務処理を行われたい。  【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (台帳の取得登録) 第4条 2 取得した財産については、次の各号に掲げる日を取得年月日及び異動年月日とする。 二 建物等の新築等は、工事完了による引渡しの日。なお、土地を除くインフラ資産は供用開始日。  別表4 固定資産計上基準表(固定資産計上の基本方針) 4.既存施設の撤去解体に要した支出については資産計上しない。  【建設仮勘定取扱要領】 (建設仮勘定取扱要領】 (建設仮勘定取扱要領】 (建設仮勘定の精算) 第4条 建設仮勘定は、公有財産要領第4条及び第5条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。 2 前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。	建設仮勘定のデータ修正を、平成28 年7月11日に会計局会計指導課あ て依頼し、同月14日に修正登録が完

<u></u> 監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成28年6月14日から同年7月5日まで)		所公会計制度特有の会計処理 5 建設仮勘定 より 建設仮勘定は、建設中の固定資産の取得に要した費用に ついて、その施設等が完成し、引き渡しを受けるまでの間、 又は供用が開始されるまでの間において一時的にプール するための勘定です。新規取得、改修にかかわらず、その 資産価値の上昇を伴う工事等で公有財産台帳等に登録されるものが対象となります。 ) 工事が完了して、供用開始となった時点で固定資産台帳 (公有財産システム) への記録を行いますが、併せて、財 務会計システムで建物、工作物など整理すべき勘定への精 算処理を行うことで、本勘定への振替が行われます。 ) 一部、または全部が費用であるにもかかわらず建設仮勘 定に計上している場合、精算登録において費用へ変更する ことはできませんので、建設仮勘定に計上している金額を 複式情報訂正した後に、改めて精算登録を行います。
--	--	--

監査(検査)美施年月日(安員:平成一年一月一日、事務局:平成28年6月14日から同年/月5日まで)

対象受検機関			検出事	項		是正を求める事項	措置の内容
警察本部 総務部 施設課		仮勘定の精算状況を確認 勘定で処理していたものが			べきものを誤って	当該費用については、必要な処理を速やかに実施されたい。 また、固定資産計上基準及び建設仮勘定精算処理等について正しく理解した 上で、適正な事務処理を行われたい。	建設仮勘定から 費用への振替登録 については、会計
76 LX LX	年度	契約件名	件数	支出額	費用計上すべき額	工 ( 、	局へ依頼し、平成 28年11月8日に完
	24	豊中警察署改築工事基 本設計業務 [用地測量 分]	1	797, 467円	797, 467円	【大阪府公有財産台帳処理要領】(抜粋) 別表 4 固定資産計上基準表	了しました。
	25	警察本部関目別館屋上 防水改修工事設計業務	1	1,837,500円	1,837,500円	(固定資産計上の基本方針) 1.取得時点での取引価格(購入代価等)だけではなく、その財産を取得 カスなみに乗りたけど始まり、(学知記引集など) オ 今々で次立して記	
	26	北堺警察署空調熱源機 器改修工事 他	35	151, 511, 867円	151, 511, 867円	するために要した付随的支出(詳細設計費など)も含めて資産として計 上する。	
	27	第一機動隊別館撤去工 事 他	23	210, 726, 792円	210, 726, 792円	2. 取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。なお、この場合における付随的支出につ	
		合計	60	364, 873, 626円	364, 873, 626円	いても前項の規定を準用する。 3. 日常の維持管理、及びき損・損耗した財産の原状回復等機能維持に要した支出については資産計上しない。	
						4. 既存施設の撤去解体に要した支出については資産計上しない。 【建設仮勘定取扱要領】(抜粋) (建設仮勘定の計上) 第3条 2 建設仮勘定に計上する金額は、公有財産要領別表第4「固定資産計上 基準表」に基づき、取得に要する経費及び付随的支出を計上しなければならない。 【大阪府財務諸表作成基準の注解】(抜粋) 第5条関係 第3項関係 (1) 損益取引とは収入又は費用の増減の取引をいい、資本取引とは損益取引以外の取引をいう。その主な内容は次のとおりである。 ① 損益取引 税、地方交付税、国庫支出金、固定資産売却益、給与関係費、物件費、地方債利子、減価償却費及び引当金繰入額の計上などに関する取引 ② 資本取引 固定資産の取得に関する支出、地方債の発行による借入、基金の積立及び取崩、引当金並びに歳入歳出外現金などに関する取引	

らず、その資産価値の上昇を伴う工事等で公有財産台帳等に登録されるものが対象となります。 ○ 工事が完了して、供用開始となった時点で固定資産台帳(公有財産システム)への記録を行いますが、併せて、財務会計システムで建物、工作物
など整理すべき勘定への精算処理を行うことで、本勘定への振替が行われます。  一部、または全部が費用であるにもかかわらず建設仮勘定に計上している場合、精算登録において費用へ変更することはできませんので、建設仮勘定に計上している金額を複式情報訂正した後に、改めて精算登録を行います。

監査(検査)美施年月日(安員:平成一年一月一日、事務局:平成28年6月2日から同年/月15日まじ)